

○厚生労働省令第九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十条第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

附 則

この省令は、平成二十年五月一日から施行する。

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 第一条〜第十九条（略）</p> <p>第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、<u>第三条第二項第三号及び第三十九条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</u></p>	<p>附 則 第一条〜第十九条（略）</p> <p>第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、<u>第三条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</u></p>

○厚生労働省令第九十二号

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舩添 要一

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

附 則

この省令は、平成二十年五月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第十二条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることに より当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>2〜6（略）</p> <p>7 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「<u>本体施設</u>」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>第五十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五（略）</p>	<p>第十二条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることに より当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>2〜6（略）</p> <p>7 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホームであつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「<u>本体施設</u>」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>第五十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五（略）</p>

六 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

七〇九 (略)

五〇七 (略)

第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一〇七 (略)

二〇八 (略)

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

三 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

四 診療所 事務員その他の従業者

一〇 一四 (略)

第六十一条 (略)

六 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

七〇九 (略)

五〇七 (略)

第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一〇七 (略)

二〇八 (略)

9 第一項第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設の栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一〇 一四 (略)

第六十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

四 (略)

5
5
7 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

四 (略)

5
5
7 (略)

○厚生労働省令第九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

附 則

この省令は、平成二十年五月一日から施行する。

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第百十条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 生活相談員 一以上 二 (略) 三 機能訓練指導員 一以上 四 計画作成担当者 一以上 <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならぬ。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「<u>本体施設</u>」という。）との密接な連携を確保しつつ、<u>本体施設とは別の場所</u>で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で一以上とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第一項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、<u>地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする</u>。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする</u>。</p>	<p>第百十条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 生活相談員 一以上 二 (略) 三 機能訓練指導員 一以上 四 計画作成担当者 一以上 <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならぬ。</p>

7 第一項第一号、第三号及び第四号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員
- 二 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

8 5 10 (略)

第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第百十二条 第百三十条 (略)

第百三十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活相談員 一以上
- 三 (略)
- 四 栄養士 一以上

7 5 9 (略)

第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第百十二条 第百三十条 (略)

第百三十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活相談員 一以上
- 三 (略)
- 四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上
六 介護支援専門員 一以上

2・3 (略)

4 第一項第一号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 (略)

8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

三 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

9～16 (略)

第一百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
一～五 (略)

五 機能訓練指導員 一以上
六 介護支援専門員 一以上

2・3 (略)

4 第一項第一号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 (略)

8 第一項第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、本体施設の栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

9～16 (略)

第一百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
一～五 (略)

六 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

七〇九 (略)

2 (略)

第三百三十三条～第四百四十五条 (略)

第四百四十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

第六十条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設

六 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

七〇九 (略)

2 (略)

第三百三十三条～第四百四十五条 (略)

第四百四十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務に従事することができる。

第六十条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

2 四・五 (略) (略) けることと不足するものとする。

2 四・五 (略) (略)

○厚生労働省令第九十四号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項第三十三号の規定に基づき、介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部を改正する省令

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十四号」を「第三十三号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。